

平成 28 年 10 月 10 日

環境大臣 山本公一 殿

愛知県新城市八名区長会長 中西忠史

印

悪臭発散防止の指導監督に関する助言について（要望）

新城市南部企業団地に進出した産業廃棄物中間処理（汚泥堆肥化）施設から、発散する悪臭に対する訴えが相次いでいます。当該施設は平成 26 年 3 月 26 日に有限会社タナカ興業が愛知県に産業廃棄物処分業の許可を申請し、県は 1 年 7 か月に亘る審査を経て平成 27 年 11 月 5 日に許可したものです。

関係区長は、地域環境を悪化させないことを目標として、県に慎重かつ厳正な審査を求めてきました。しかし、本年 4 月以降の操業に於いて、当該施設から発散される悪臭の事実は、企業団地内で操業中の企業、また地域住民生活、に悪影響を及ぼし重大な環境悪化を招いています。ついては、産業廃棄物処理に関する指導監督の権限を持つ愛知県に対して、当該施設から悪臭を発散させないように、許可内容に応じて個別具体的な指導監督を厳正に行うように助言されることを要望します。

添付資料

資料-1 平面図

資料-2 企業団地内操業 株式会社動研 観測による悪臭レベル報告

資料-3 地域住民 三浦敏夫氏観測による悪臭被害記録